

# REPORT 2005

## 当行の現状と取り組み

業績のハイライト	4
不良債権の状況	6
頭取メッセージ	8
金融サービス業にふさわしい企業風土づくりを目指して	10
リスク管理体制	12
法令等遵守(コンプライアンス)体制	14
個人情報保護に関する当行の方針	16
リレーションシップバンキングの機能強化計画について	18
地域の皆さまとともに	20
預金保険制度	24



## 営業の概況

### 当行の業況と課題について

平成16年度は大手企業を中心に企業収益が回復したものの、当行の営業基盤である宮城県内の景気は、一部業種において生産の伸びがみられましたが、全体としては横ばいで推移し、厳しい環境下から脱するには至りませんでした。

このような状況の下、当行では、中期経営計画「ステップ・アップ・プランII」(計画期間:平成16年度～平成17年度)に基づき、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。また、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」(計画期間:平成15年度～平成16年度)の最終年度となり、地域中小企業の再生と地域経済の活性化に向けて、役職員が一丸となって各施策に取り組んでまいりました。

平成17年4月からペイオフ全面解禁となり、銀行の資産と業務の健全性に対する関心が一層高まっております。当行では、コンプライアンス態勢の充実を企業活動の最重要課題の一つと位置づけ、健全な業務運営の確保に努めてまいります。また、お客さま重視の業務運営をより一層明確にし、収益力の向上を図り、財務体質の強化に鋭意取り組んでまいります。

### ■主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
経常収益	20,277	20,846	18,859	17,642	18,037
経常利益 (△は経常損失)	△ 6,154	799	998	599	1,885
当期純利益 (△は当期純損失)	△ 3,714	445	428	579	1,286
資本金	7,485	7,485	7,485	7,485	7,485
発行済株式総数	7,591千株	7,591千株	7,591千株	7,591千株	7,591千株
純資産額	19,593	18,388	18,976	21,101	23,934
総資産額	756,762	751,469	750,306	757,196	757,236
預金残高	715,052	712,149	716,342	720,902	716,824
貸出金残高	470,383	472,770	475,952	500,591	500,695
有価証券残高	181,561	178,829	174,565	175,648	181,626
1株当たり純資産額	2,581.07円	2,423.10円	2,501.59円	2,782.76円	3,157.29円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	△ 489.30円	58.74円	56.44円	76.39円	169.61円
単体自己資本比率(国内基準)	8.15%	7.82%	7.71%	8.00%	8.33%
自己資本利益率	—	1.91%	1.92%	2.74%	5.92%
配当性向	—	85.10%	88.56%	65.43%	29.47%
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	910人 (11)	849人 (113)	804人 (236)	771人 (250)	744人 (254)

#### (注)

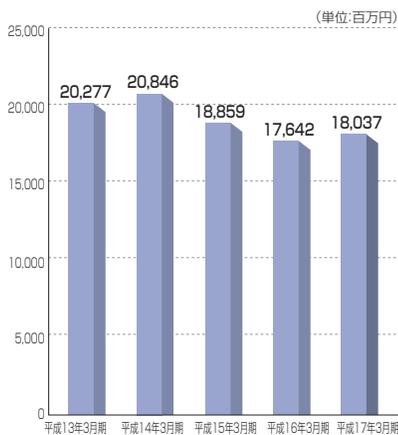
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 平成17年3月期中間配当についての取締役会決議は平成16年11月8日に行いました。
- 平成14年3月期以前の1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、期中平均株式数により算出しております。
- 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については、潜在株式が無いので記載しておりません。
- 平成13年3月期の自己資本利益率については、当期純損失につき記載しておりません。
- 平成14年3月期から自己株式について資本に対する控除項目とされたことから、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、それぞれ発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。
- 平成15年3月期から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、61ページの「1株当たり情報」に記載しております。
- 従業員数については、出向者、嘱託及び臨時従業員を除いて記載しております。

## 損益の状況について

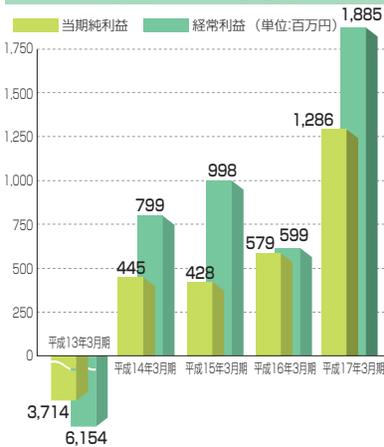
平成17年3月期決算の経常収益は、180億37百万円（前期比2.2%増）、経常利益は18億85百万円（前期比214.5%増）、当期純利益は12億86百万円（前期比121.9%増）と増収増益となりました。また、銀行本来の収益力を表すコア業務純益は34億81百万円（前期比25.1%増）となりました。

経常収益の増加要因は、期中における貸出金の平均残高が増加したことにより、貸出金利息収入が増加したことなどによるものです。また、経常利益、当期純利益の増加要因は、経常収益が増加したことに加え、お取引先の業績回復や当行の経営改善支援効果等により貸倒償却引当費用が前期に比べ減少したことなどによるものです。

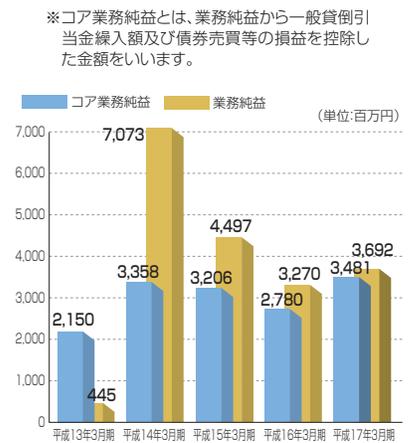
### 経常収益



### 経常利益・当期純利益



### 業務純益・コア業務純益

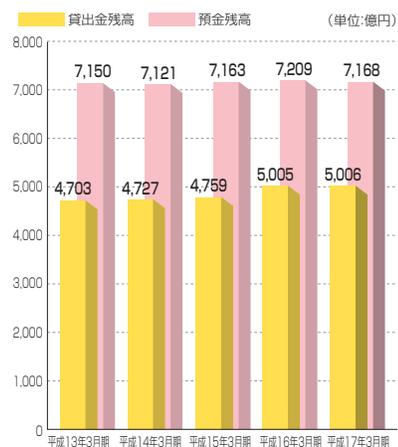


## 預金・貸出金残高、有価証券残高、自己資本比率(単体)について

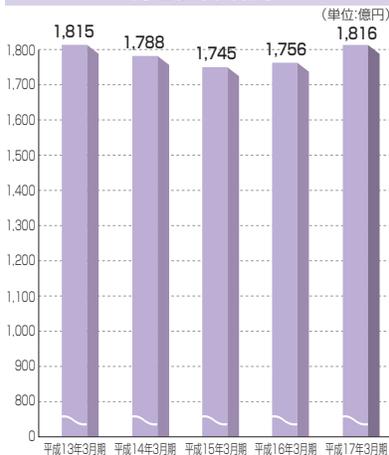
預金残高は、7,168億24百万円（前期比0.5%減）となりました。法人預金等が減少したものの、主力の個人預金は平成17年3月末残高で5,240億83百万円（前期比3.1%増）と堅調に推移しました。貸出金残高は、中小企業向け貸出が減少したものの、住宅ローンや地方公共団体向け貸出が堅調に推移したこと等から5,006億95百万円（前期比0.0%増）となりました。

有価証券残高は、市場動向を勘案しリスクの分散を図りながら、資金の効率的かつ安定した運用に傾注し、1,816億26百万円（前期比3.4%増）となりました。自己資本比率（国内基準・単体）は、前期比0.33ポイント上昇し8.33%となりました。

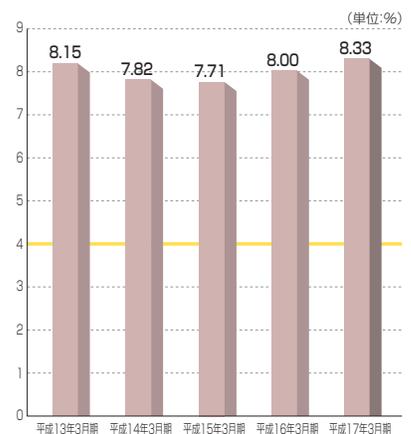
### 預金・貸出金残高



### 有価証券残高



### 自己資本比率(単体)





## 不良債権の状況

自己査定と債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の3つについては、債権の対象範囲や分類方法がそれぞれ異なっていますが、それぞれの対比を表すと概ね下表のようになります。

## リスク管理債権、自己査定、金融再生法開示債権の関係、貸出金等の状況（個別ベース）

## リスク管理債権

銀行法に基づく「リスク管理債権」は、貸出金のみが対象となります。個々の貸出金ごとに「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成17年3月末における個別ベースでの開示債権額は、323億84百万円（平成16年3月末比38億13百万円減）となりました。

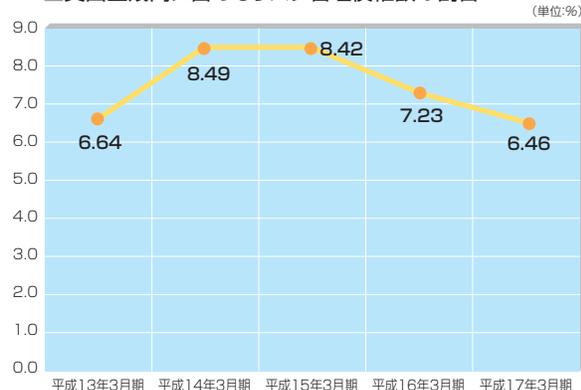
## リスク管理債権

※対象資産は、貸出金です。( )は、貸出金に対する割合です。

債 権 額	
破綻先債権	3,609 (0.72%)
延滞債権	22,677 (4.52%)
3か月以上延滞債権	248 (0.04%)
貸出条件緩和債権	5,848 (1.16%)
合計	32,384 (6.46%)

貸出金残高 500,695

■ 貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



(算出方法)  $\frac{\text{リスク管理債権額}}{\text{貸出金}} \times 100$

## 自己査定

自己査定とは、銀行が保有する個々の資産について、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、適正な償却・引当を行うための準備作業です。

自己査定では、債務者の状況等に応じて「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要注意先（「要管理先」と「要管理先以外」）」、「正常先」に区分いたします。

## 自己査定

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

債 権 額		
破 綻 先	3,649	
実質破綻先	8,007	
破綻懸念先	14,733	
要 注 意 先	要 管 理 先	7,859
	要 管 理 先 以 外 の 要 注 意 先	56,359
正 常 先	416,120	
合計	506,730	

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」は、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）を債務者（借り主）の状況に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権（個別の貸出金単位）」、「正常債権」に分類し各債権額を開示いたします。

平成17年3月末における個別ベースでの開示債権額は、正常債権を除き324億87百万円（平成16年3月末比38億50百万円減）となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

債 権 額	
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,657
危 険 債 権	14,733
要 管 理 債 権	6,097
正 常 債 権	474,242
合計	506,730

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
			担保保証等	貸倒引当金		
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	11,657	11,657	7,460	4,196		100.0%
危 険 債 権	14,733	12,981	10,681	2,300		88.1%
要 管 理 債 権	6,097	1,996	1,080	916		32.7%
合 計	32,487	26,634	19,221	7,413		81.9%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。開示債権には、担保保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権	
分類	内容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分		
区分	内容	
破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。	
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	
要 注 意 先	要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
	要管理先以外 の要注意先	今後の管理に注意を要する債務者。
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。	

金融再生法開示債権	
分類	内容
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危 険 債 権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要 管 理 債 権	3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正 常 債 権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。



私たち仙台銀行は、宮城県の中小企業の方々のために設立された地域金融機関です。「その声にお応えします」をキーワードに、地域へ役立つ力をさらに高めてまいります。



取締役頭取

三井 精一

### 「中小企業の方々のために役立つ」ことが当行の企業使命

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業金融の円滑化」を目的に宮城県が資本金の4割を出資して設立された地域金融機関です。その後の増資により、宮城県の議決権比率は1.80%（平成17年3月末現在）となっておりますが、この設立目的は当行が地域社会へ果たすべき企業使命であり、たとえ時代背景が変化しようとも不変のテーマです。

いま、宮城県では、プロ野球新球団の誕生が大きな話題となり、人や情報、モノの新たな動きが生まれ、地域経済復調の契機となることが期待されております。一方で、長らく地域経済を牽引してきたサービス業や建設業等は依然として低迷し、また、地域間格差も広がるなど、地域経済は正に正念場を迎えております。

こうした中、当行が地域経済に果たすべき役割は、設立の原点である「中小企業の方々のために役立つ」ことに徹し、お客さま重視の業務運営を進めていくことと考えております。

中小企業の経営環境は日々変化しており、地域金融機関に求めるニーズも多様化しております。当行では、事業資金やローンの提供という資金供給機能にとどまることなく、常に役職員のレベルアップに努め、経営相談やコンサルティング等を通じて、中小企業経営のサポーターとしての機能をより高めていく方針です。

### 中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」への取り組み

当行では、平成16年度と平成17年度を計画期間とする中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」に取り組んでおります。本計画では、「内部管理体制の精度向上と健全経営の堅持」を業務運営の基本とし、「コア業務純益40億円体制の確立」と「企業風土の改善・改革のさらなる進展」を計画目標に定めております。役職員の行動キーワードに「その声にお応えします」を掲げ、役職員一人ひとりがお客さまの様々な声を真摯に受け止め、お客さまに真に満足いただけるような新たな商品やサービスを創造・提供していくことで、長期的かつ良好なお取引関係を築いていきたいと考えております。

## 不祥事件と業務改善命令へのお詫び

こうした中、当行では、宮城県内の営業店において不祥事件が連続して発生し、平成16年12月に、法令等遵守態勢の確立等に向けた内部管理態勢が不十分であるとして、東北財務局より業務改善命令を受けました。また、平成16年7月に発覚した不祥事件に関連し、当行元職員を刑事告訴しておりましたが、平成17年2月に宮城県警に逮捕されました。

日頃から当行を信頼し、お取引いただいておりますお客さまや株主さま、また、関係する皆さまに多大なるご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

当行では、平成17年1月に、不祥事件の原因を経営全般にわたって徹底的に分析・究明し、法令等遵守態勢の確立と健全な業務運営の確保に向けた「業務改善計画」を策定し、東北財務局へ提出いたしました。

現在は本計画に基づき、全行を挙げて二度と不祥事件を発生させない行内体制づくりに注力しているところでございます。銀行業務の礎であるお客さまからの信頼に反したことを深く反省するとともに、法令等遵守の確立による「内部管理体制の精度向上と健全経営の堅持」が業務運営の基本であることを再徹底し、一刻も早く地域社会の皆さまからの信頼を回復していくことを、ここに固くお約束いたします。

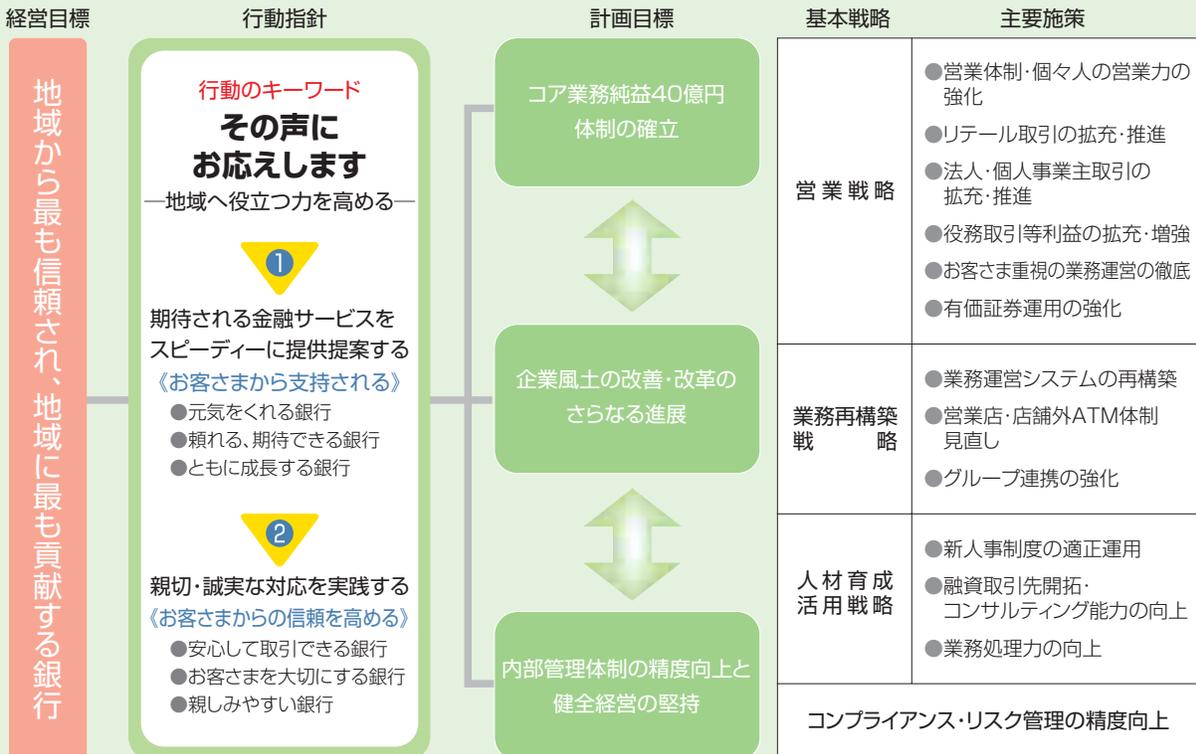
## 「銀行はサービス業である」という原点に立ち返る

当行では、中期経営計画の主要目標である「企業風土の改善・改革のさらなる進展」を、より具体的に進展するため、平成17年4月から「好品質計画」を開始いたしました。

「好品質計画」は、「銀行はサービス業である」という原点に立ち返り、役職員一人ひとりがお客さまの心に余韻が残る金融サービスを提供することで、お客さまから選ばれ、数多くの方々に仙台銀行ファンになっていただくことを目標に取り組むものです。

是非、私たち仙台銀行に皆さまの率直なご意見やご提案をお寄せください。お客さまの声を真摯に受け止め、地域社会の一員としてこれからもお客さまのお役に立てる企業でありつづけるよう役職員一同、研鑽を積み、一層の努力をしまいる所存です。

### ■中期経営計画「ステップ・アップ・プランII」の体系図





# 金融サービス業にふさわしい企業風土づくりを目指して

「メインバンク」というだけではなく、  
気持ちのこもった対応と心配りで、お客さまの心に“余韻が残る”銀行でありたい。



## 「好品質計画」をスタートしました。

仙台銀行では、平成17年4月から、お客さまの心に余韻が残るようなサービスを提供し、お客さまから支持されていく金融サービス業にふさわしい企業風土づくりを目指し、「好品質計画」を開始いたしました。

## 「好品質計画」とは？

「好品質計画」とは、「お客さま・株主さま・地域社会・職員」という4つのステークホルダーの満足向上を実現するため、全役職員が「新しい価値観・新しい思考様式・新しい行動」に取り組むことで、企業価値を高め、企業風土改革を実現していくことを目的としております。



「好」は、“お客さま・株主さま・地域社会”から、仙台銀行をもっと好きになっていただけるような新しい施策を講じていこうという思いを込めております。

「品質」は、形のある商品を持たない銀行のようなサービス業において、「私たちの対応力こそが品質である」という考えに立ち、接客力だけでなく、サービス力や提案力等を向上し、仙台銀行の品質を高めていこうと考えたものです。

金融サービス業にふさわしい企業風土づくりを目指して

## 具体的な取り組み

### — 営業店のお客さまへの対応力を高めるために —

#### ●「お客さまアンケート」を実施いたしました。

平成17年3月1日～31日に実施いたしました「お客さまアンケート」により、窓口対応等の評価や改善要望等を提案いただきました。本アンケートを参考に、さらなる改善に向けて取り組んでまいります。本アンケートは昨年から開始しており、今後も継続して実施してまいります。



#### ●全職員が鏡を机上において執務しております。

机上の鏡で常に自分の表情を確認し、にこやかな対応を実践しております。電話対応時の対応力向上のために採用している企業も多く、当行においても営業店・本部で一斉に実施しております。



#### ●朝の開店時に、全職員が起立してお客さまをお迎えしております。

朝のさわやかな挨拶で、お客さまをお迎えし、ご来店いただいたことへの感謝の気持ちをお伝えしております。



#### ●窓口ネームプレートを設置いたしました。

窓口カウンターに担当者のネームプレートを設置しました。お客さまに第一線で接する担当者として、一層の責任感と信頼感を高め、対応力の向上を図ってまいります。



### — 本部による営業店バックアップ体制を強化するために —

#### ◆「本部対応力アンケート」を実施いたしました。

営業店職員を対象に、本部各部での対応力等をアンケート調査いたしました。本アンケートを参考に本部職員に対して、営業店バックアップに向けた意識づけを徹底いたします。

#### ◆営業店の営業時間内における来客・会議を削減しております。

営業時間である9:00～15:00の間、本部における来客や会議を削減し、本部職員の離席時間を減らしております。これにより営業店からの問い合わせに対して、スピーディーかつスムーズに対応するようにしております。

#### ◆本部から営業店への電話連絡方法を見直しました。

営業時間である9:00～15:00の間、本部から営業店への連絡方法を見直し、営業店がお客さまへの対応に集中できるようにしております。

①上記時間は、FAX・Eメールを使用し、通話時間を削減しております。

②電話連絡の時間帯を原則16時以降といたします。

#### ◆改善ホットラインを新設いたしました。

業務運営や本部対応をはじめとする、営業店からのあらゆる意見・改善アイデアを受付ける担当窓口を設けました。意見・アイデア等は、本部・営業店職員で構成される「企業風土改革会議」で協議し具体化していきます。

#### ◆本部・営業店の意見交換会を実施いたします。

改善ホットラインへの意見をはじめとした営業店の様々な要請に対応するため、本部職員が営業店に訪問し活発に意見交換を行います。



# リスク管理体制

当行では、リスク管理体制の強化により銀行経営の健全性を維持していくことが、地域社会における当行の使命と考えております。

## リスク管理体制

### ●基本方針

当行は、経営の適切性や健全性を維持していくことが、地域社会における使命と考えておりますが、金融機関の業務が急速に多様化・複雑化しているなか、銀行が抱えるリスクも多様化しております。銀行業務には、信用リスクや市場リスクのように収益をあげるためには必要なリスクと、事務リスクやシステムリスクのように業務活動に伴い必然的に抱えるリスクとがあります。リスクの所在や大きさを正確に把握・分析し、必要なリスクと回避すべきリスクを適切に管理し、リスクに見合ったリターンを確保していくことが一層重要となっております。

当行では、リスクを適正にコントロールし、経営の健全性と収益力の向上を両立させるため、リスク管理の一層の高度化を図ることを重要な経営課題の一つと位置づけ取り組んでおります。

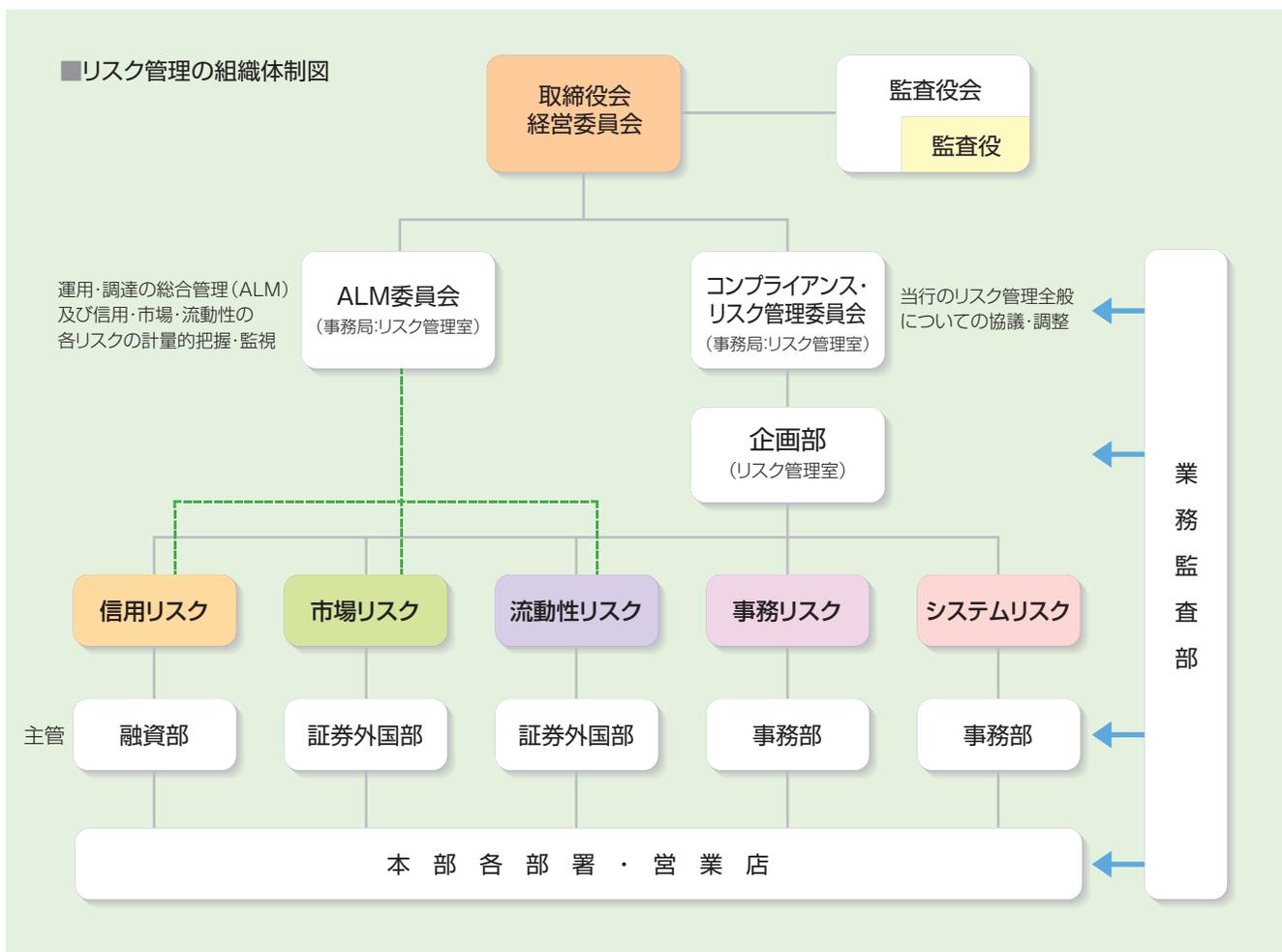
### ●リスク管理体制

リスク管理の体制は、各リスクの種類毎に主管部署を置いて管理すると共に、これらを統合し総合的な管理を行う専門部署（企画部リスク管理室）を設置し、リスクの一元的な把握を図っております。

経営レベルでの全行的観点から管理をおこなう組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各リスク管理の方針をはじめ、リスクの管理や運営の重要事項など、態勢全般について協議や調整を行うとともに、ALM委員会にて定期的にリスクの把握及び監視に努めております。

また、他の業務部門から独立した内部監査部門が、営業店や各部門の業務運営状況やリスク管理状況を監査する体制としており、内部管理の充実に努めております。

リスク管理体制



## 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況・信用状態の悪化等により、銀行の主要資産である貸出金等が債務不履行（デフォルト）となるリスクをいい、当行が健全で良質な資産の形成を図るためには、信用リスクを的確に把握し適切に管理する必要があると認識しております。

平成13年5月に制定した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」に基づき、信用リスク管理の高度化・精緻化を目指しております。具体的には、「信用格付制度の検証」「信用リスクの計量化」「ポートフォリオ分析」など与信先全体にかかる信用リスクの管理を実施しております。また、「大口与信先に対するローンレビュー（貸出後の状況把握）」など個別与信先にかかるリスクの管理にも努めております。

## 事務リスク

事務リスクとは、事務上の事故、不正、不祥事、事務処理体制の不備等による将来の逸失利益や損害発生の可能性をいいます。

当行では、事務リスク管理方針、事務リスク管理規程等を制定且つ遵守し、事務処理に当たっては事務リスクを認識し事務の堅確化に努め、損害発生を未然に防止するよう努めております。

業務の多様化や取引量の拡大に対応し、想定される事務リスクを回避するため、各営業店による自店検査・僚店間検査並びに事務部による事務臨店指導を行い、事故防止体制の確立を図っております。

## システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用あるいは顧客データの漏洩等により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、コンピュータシステムの万が一の事故に備え、安全性と継続性の確保に向けて様々な対策をとっております。オンラインシステム、オンライン元帳、オンライン回線や電気設備等は多重化を図っており、障害の場合は速やかに他系統へ切換えるとともに、データファイルのバックアップ体制にも万全を期しております。

さらに、「システムリスク管理規程」を定め、情報資産の適正な保護も含めたリスク対策の制度化と制度の遵守状況のチェックも行っております。また、業務監査部による内部監査の実施により相互牽制の強化を図り、コンピュータシステムの信頼性確保に努めております。

## 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場変動により、保有するオンバランスおよびオフバランスの資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、金利の変動によって発生する金利リスク、有価証券の価格の変動によって発生する価格変動リスク、為替相場の変動によって発生する為替リスクに区分されます。

当行では、市場リスクに対して、市場取引に係るリスクを把握し、当行として取り得るリスクの許容範囲を定め、適切に管理して適正な収益を確保することを基本方針としております。

デリバティブ取引の拡大・多様化に伴い発生する各種リスクを適切に調整するため、ALM委員会とその下部組織として金利予測分科会を設置し、金利予測とこれに基づく資金の運用・調達方針の総合的な検討を行い、将来にわたる安定的な収益確保に努めております。

また、金利環境の変化に対応するため、市場リスクの管理体制レベルの向上に努めております。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、財務状況の悪化、風評・世評の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当行が損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいいます。

当行では、流動性リスクに対して、当行の資金運用・調達構成に則した適切かつ安定的な資金繰りを行うことを基本方針としております。また常に支払準備資産の確保に努めるものとしております。

資金繰り業務の運営にあたっては、資金繰り部門とリスク管理部門を分離した組織体制とし、相互牽制機能を確保するものとし、流動性リスクの管理体制レベルの向上に努めております。



# 法令等遵守（コンプライアンス）体制

当行は、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、コンプライアンス体制を充実していくことを、企業活動の最重要課題の一つとして位置づけております。

## 法令等遵守（コンプライアンス）体制

### ● 当行の基本方針

当行は行是を「信を万事の本と為す」と定めており、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、社会からの信用と信頼を確保することを企業理念としております。

当行では、この行是の精神を行内に広く浸透・徹底させるとともに、コンプライアンス態勢を充実していくことを、企業活動の最重要課題の一つとして位置づけております。また、この基本方針は、「仙台銀行の企業倫理」及び「私たちの行動規範」として明文化し、役職員の行動指針としております。

当行は、役職員一人ひとりが、あらゆる法令や規程等を遵守するとともに、社会の常識や良識、道徳などに基づく行動を実践し、地域社会からの信頼に広く応えられるよう全力を挙げて取り組んでおります。

### ● 運営体制

当行では、本支店が一体となったコンプライアンス運営体制を以下のように構築・強化し、コンプライアンス態勢の一層の充実に向けて取り組んでおります。

#### (1) 取締役会、監査役、コンプライアンス・リスク管理委員会

##### ① 取締役会

取締役会は、コンプライアンスに関わる基本方針並びに遵守規準等を策定するとともに、コンプライアンスに関する諸問題について議論を行うなど、コンプライアンス態勢の構築にあたります。

##### ② 監査役

監査役は、取締役会に付議されたコンプライアンスに関する議案に対し必要に応じて意見を述べるなど、コンプライアンス態勢を監視しております。

##### ③ コンプライアンス・リスク管理委員会

取締役頭取を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月開催し、業務全般におけるコンプライアンスへの取り組み状況等について、全行的な視点に立って協議し、コンプライアンス態勢の強化・充実を図っております。

##### ④ 内部管理体制整備分科会

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織である内部管理体制整備分科会において、内部管理体制上の問題点の発見・協議・検討を行い、改善策を同委員会へ提言するなどの活動を行っております。

#### (2) コンプライアンス統括部署

##### ① コンプライアンス室

当行におけるコンプライアンスを推進・統括する部署として、企画部にコンプライアンス室を設置しております。

当室では、当行全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、中立的、牽制的立場から客観的評価及び教育指導等を行うとともに、各部署と連携し、コンプライアンス態勢の充実、強化にあたっております。

##### ② 「コンプライアンス・プログラム」等の策定

コンプライアンス室では、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、取締役会の承認を得て取り組んでおります。

#### (3) 本部・営業店

##### ① コンプライアンス責任者・担当者

本部各部・営業店毎に、コンプライアンス責任者・担当者を配置し、本支店一体での取り組み体制を構築しております。お客さまに接する営業店では、支店長がコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの中心的な役割を担っております。

##### ② 営業店

営業店では、「コンプライアンス・プログラム」の基本方針等に基づき、職場研修などの具体的な施策を営業店毎に立案・策定いたします。その取り組みは、毎月支店長が自己評価を行い、四半期毎に統括部署であるコンプライアンス室に報告し、同室が報告内容を検証しております。

併せて、コンプライアンス室と業務監査部が営業店へ臨店モニタリングを行い、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況及びコンプライアンス態勢の整備状況をチェックする体制としております。

##### ③ 本部

本部では、所管業務に関わるコンプライアンス事項を統括するとともに、コンプライアンス上の課題への取り組みや営業店への教育指導を行っております。また、関係各部やコンプライアンス室と連携し、「コンプライアンス・プログラム」の策定に参画するなど、コンプライアンス態勢の充実、強化に取り組んでおります。

仙台銀行では、今後とも、全役職員のコンプライアンスに対する意識を更に浸透させるとともに、実効性のある内部管理体制の確立に向けて取り組んでまいります。





# 個人情報保護に関する当行の方針

平成17年4月1日に「個人情報保護法」が施行されました。ここでは、「個人情報保護」に関する当行の方針等についてご説明いたします。

## お客さまの個人情報保護に関する宣言

当行では、お取引のあるお客さまの個人情報や業務の適正な運営確保のために取得した個人情報を安全に管理し、お客さまのご希望に沿って利用することが私どもに課せられた義務であると認識しております。

当行は、以下に掲げた事項を遵守し、お客さまの個人情報の保護に最善を尽くすことをここに宣言いたします。

- 個人情報保護に関する法令等を遵守いたします。
- 個人情報を適正に取得、利用または提供いたします。
- 個人情報保護への取り組みの維持・改善に努力いたします。
- 個人データの管理方法について適切な措置を講じ、漏えい防止等に努力いたします。
- 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等のご請求に対応いたします。

○個人情報の開示・訂正等・利用停止等のご依頼方法については右ページをご覧ください。

- 個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問・苦情に適切に対応いたします。

### ○個人情報に関するお問い合わせや苦情の受付

株式会社仙台銀行 推進部お客さまセンター

〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

TEL022-225-8241 (代表) 受付時間:月～金曜日9:00～17:00(土・日・祝日を除きます。)

※当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口(銀行よろず相談所)では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

### ○苦情・相談窓口

全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.zenginkyo.or.jp/pdpc>

TEL03-5222-1700またはお近くの銀行よろず相談所

※当行は、日本証券業協会の特別会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、特別会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

### ○苦情・相談窓口

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター <http://www.jsda.or.jp/>

TEL03-3667-8008またはお近くの証券あっせん・センターの各支部

## 個人情報の開示・訂正等・利用停止等のご依頼方法

お客さまの個人情報の開示・訂正等・利用停止等を銀行にご依頼いただく際の手順は次のとおりです。

### 1. 依頼書の取得

各依頼書を当行本支店の窓口または当行HP (<http://www.sendaibank.co.jp/>) からダウンロードして取得してください。

- 開示依頼書
- 訂正等依頼書
- 利用停止等依頼書



### 2. 依頼書を提出

当行本支店窓口またはご郵送でご提出してください。

- ご提出(ご郵送)いただく書類

- ・依頼書(開示依頼書・訂正等依頼書・利用停止等依頼書)
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポートの写し など1通)



#### 〈郵送先〉

〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社 仙台銀行 推進部お客さまセンター



### 3. 当行よりお客さまへご通知

お客さまへ郵送(本人限定郵便)にてご通知いたします。  
開示手数料はすべて口座振替にてお支払いいただきます。

#### 〈開示手数料〉

- ・個人情報基本項目(氏名・住所・生年月日・電話番号等)…1項目につき210円
- ・取引履歴・口座番号 …1項目につき525円
- ・その他 …1項目につき1,050円

なお、上記と併せて一律、配達証明郵送料(基本料金)800円をご負担いただきます。



# リレーションシップバンキングの機能強化計画について

当行では、平成15年8月に「リレーションシップバンキングの機能強化計画（以下、「機能強化計画」）」を策定し、平成17年3月の計画期間終了まで、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。



## 「機能強化計画」の概要

「機能強化計画」は、当行の経営理念である「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を踏まえ、中小企業の再生と地域経済の活性化等に向け、計画期間中（平成15年4月～平成17年3月）の当行の取り組み事項を取りまとめたものです。計画期間中の2年間、これまで以上に地域の皆さまのお役に立てるよう、本計画を着実に実行してまいりました。

### 基本方針

- ① 人材の育成と態勢の整備に努め、企業のライフステージに応じた種々の問題解決型サービスの充実を目指します。
- ② 収益管理体制の整備を図り、採算性、効率性を重視した業務活動による安定した収益力の確保と財務体力の向上に繋げてまいります。
- ③ 試行、改善を通して蓄積した経験知を拡げ活用することにより、地域金融へのニーズに対し、的確かつ迅速な対応を目指します。

#### —— 中小企業金融の再生に向けた取り組み ——

- ① 人材育成を強化し、個々の職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 本部内に企業サポート情報を集積、活用する「情報センター」を設置し、取引先企業からの経営相談等に的確かつ迅速に対応できる体制をつくります。
- ③ 産学官、政府系金融機関等との連携を強化し、多様なサービスの提供に努めます。
- ④ 平成15年4月より取扱いを開始した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」等、新たな融資手法に積極的に取り組みます。

#### —— 健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み ——

- ① 過去の担保不動産の処分実績を検証し、担保評価方法の見直しを検討します。
- ② 取引先企業の信用格付登録を推し進め、信用格付制度の一層の充実を図ります。
- ③ 信用格付データの整備、充実に努め、同データを審査業務、企業支援、商品開発等に活用します。

## 「機能強化計画」の進捗状況(平成15年4月～平成17年3月)

当行では、経営目標に基づき日頃より地域に密着した業務活動に努めてまいりました。機能強化計画はそのような日頃の活動の更なる活性化を目指したものであり、地域の皆さまの様々なニーズにお応えすべく、種々の施策に取り組みました。

主な取り組みは下記のとおりですが、平成15年4月～平成17年3月までの2年間に予定しておりました取り組みはほぼ計画どおりに実行いたしました。

当行では、機能強化計画終了後におきましても引き続き、本計画の各施策について、より一層の機能充実・運用強化を図っていくとともに、継続的に取り組んでまいり所存です。

### 中小企業金融の再生に向けた取り組み

#### 創業・新事業支援、経営相談、早期事業再生等の機能強化

##### ● 人材の育成と組織体制の強化

- ・関連する研修に延べ253名参加、通信教育を延べ585名受講するなど、個々の職員のスキルアップに努めました。
- ・企業の様々なニーズへ迅速、的確に対応するため、本部内に企業サポートに関する「情報センター」を設置いたしました。
- ・業種ごとのスペシャリスト育成と、より精度の高い融資対応の観点から、業種別審査体制を開始いたしました。

##### ● 新たな企業再生手法への取り組み

- ・宮城県中小企業再生支援協議会の積極活用、あるいはDIPファイナンス(民事再生法により再建中の企業に対する融資)に取り組むなど、新たな企業再生手法の活用に努めました。

##### ● 要注意先債権等の健全債権化等への取り組み

- ・企業支援室、企業支援プロジェクトチームを中心に、お取引先企業への各種提案、経営相談に努めた結果、支援対象453先のうち、103先の債務者区分がランクアップいたしました。

#### 新しい中小企業金融への取り組み

##### ● 「サポートみやぎ」の発売

- ・信用格付けを活用した無担保・第三者保証人不要の事業性貸出「サポートみやぎ」を平成15年4月より発売し、平成17年3月末における取扱累計は2,361件、180億円となりました。

##### ● CLO(ローン担保証券)への取り組み

- ・宮城県他3県連携のCLOに参加し、34先、11億円の取扱い実績を挙げました。

##### ● 担保・保証へ過度に依存しない融資への取り組み

- ・民法改正に合わせて、包括根保証の廃止を行うとともに、第三者保証人のあり方について見直しを実施し、関係規程の改定を行いました。

### 健全性確保、収益性の向上等に向けた取り組み

#### 資産査定、信用リスク管理の厳格化

##### ● 担保不動産評価方法等の検証

- ・不動産担保評価システムにおける評価方法の合理性と処分実績から見た評価精度について検証を行いました。

##### ● 信用格付システムの検証

- ・信用格付システムについて、外部専門機関による監査を実施いたしました。

##### ● 地域貢献に関する情報開示

- ・平成15年7月以降に発行いたしました、ディスクロージャー誌およびミニディスクロージャー誌に、より詳しい情報を掲載いたしました。

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」については、当行ホームページでもご覧いただけます。  
ホームページ<http://www.sendaibank.co.jp/>



# 地域の皆さまとともに①

当行は、「地域から最も信頼され、地域に最も貢献する銀行」を目指して、宮城県に密着した企業活動を展開し、地域の皆さまとのより高い信頼の構築に努めております。



## 当行における地域貢献活動とは

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業の金融円滑化」を目的に、宮城県が資本金の4割を出資して設立された地域金融機関です。「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことが、当行の企業使命であり、地域貢献であると考えております。

具体的には、事業資金やローンの提供という資金供給にとどまらず、経営相談やコンサルティング業務等を通じて中小企業の活動を多面的に支援していくこと、つまり、「中小企業経営のサポーター」としての役割・機能を一層高めていくことです。また、各種セミナーや講演会等の開催、地域行事への参加を通じて、宮城県の地域発展に努めてまいります。

## 当行の預金の状況

当行では、平成17年3月末現在、宮城県内のお客さまより7,148億円お預りし、当行の預金残高全体の99.73%となっております。

■預金残高 (平成17年3月末現在) (カッコ内は、構成比率を表します。)



## 地域に密着した企業活動

当行では営業店71カ店のうち70カ店を宮城県内全域に設置しております。県外は東京支店のみです。職員配置についても794人のうち宮城県内に787人を配置しております。

また、お客さまの利便性を高めるため、平成17年3月末現在、宮城県内広域に店舗外ATMを110カ所、CDを1カ所設置し、ネットワークの充実を図っております。

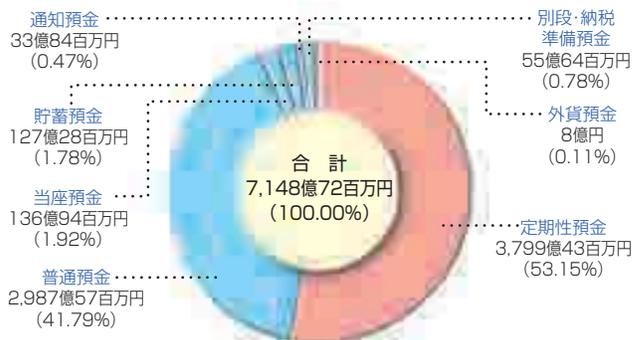
■営業店数と職員数 (平成17年3月末現在)

	営業店数	構成比	職員数	構成比
宮城県内	70カ店	98.59%	787人	99.12%
宮城県外	1カ店	1.41%	7人	0.88%
合計	71カ店	100.00%	794人	100.00%

## 宮城県内の預金の状況

宮城県内のお客さまよりお預りしている預金残高のうち、定期性預金は3,799億円、流動性預金は3,341億円であり、当行の宮城県内の預金残高に占める割合は定期性預金53.15%、流動性預金46.74%となっております。

■宮城県内の預金残高 (平成17年3月末現在) (カッコ内は、構成比率を表します。)



## 当行の貸出金の状況

当行では、地域経済の発展に貢献するため、中小企業の方々への事業資金や個人のお客さまへの住宅ローンなど、幅広い資金ニーズにお応えしております。

平成17年3月末現在、宮城県内への貸出金残高は4,903億円であり、当行の貸出金残高全体の97.92%となっております。

■貸出金残高（平成17年3月末現在）（カッコ内は、構成比率を表します。）



## 宮城県内の中小企業への貸出状況

当行では、設立の原点である「地域の中小企業の方々のために役立つ」ことに徹して、企業経営を進めております。

平成17年3月末現在、宮城県内の貸出のうち、中小企業への貸出金残高は2,330億円であり、当行の宮城県内への貸出金残高の47.53%となっております。

■宮城県内の貸出金残高（平成17年3月末現在）（カッコ内は、構成比率を表します。）



## 宮城県内における業種別貸出金残高

当行では、様々な資金ニーズに合わせた商品を提供し、幅広い業種にご利用いただいております。

当行の貸出金残高全体の97.92%が宮城県内向けとなっており、幅広い業種への資金供給を通じて、宮城県内の経済の活性化に努めております。

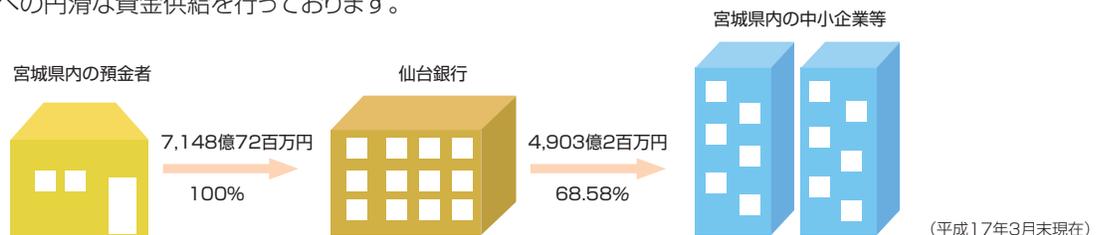
■業種別貸出金状況（平成17年3月末現在）

（単位：百万円）

業種	全 体		うち宮城県内		残高比率 (B/A、%)
	貸出先数(先)	貸出金残高(A)	貸出先数(先)	貸出金残高(B)	
製 造 業	859	21,585	858	21,362	98.96
農 業	602	1,591	602	1,591	100.00
林 業	18	192	18	192	100.00
漁 業	183	521	183	521	100.00
鉱 業	9	75	9	75	100.00
建 設 業	2,155	36,622	2,154	36,622	100.00
電気・ガス・熱供給・水道業	31	497	31	497	100.00
運 輸 業	315	20,996	315	20,996	100.00
情 報 通 信 業	90	3,108	90	3,108	100.00
卸 売 ・ 小 売 業	2,473	42,232	2,461	41,663	98.65
金 融 ・ 保 険 業	66	21,214	56	16,711	78.77
不 動 産 業	747	58,912	734	57,611	97.79
各 種 サ ー ビ ス 業	3,923	76,061	3,906	72,474	95.28
地 方 公 共 団 体	30	55,800	30	55,800	100.00
個人 (個人事業主を含む)	56,545	161,281	56,353	161,071	99.86
合 計	68,046	500,695	67,800	490,302	97.92

## 宮城県内への資金供給

当行では、宮城県内のお客さまからお預りした預金7,148億72百万円の68.58%を宮城県内の中小企業や個人のお客さまなどへご融資し、地域への円滑な資金供給を行っております。





当行は、地域の皆さまのお役に立つ幅広い金融サービスの提供を通じて地域経済の活性化に努めております。



### 取引先企業の経営改善支援

当行では、お取引先の中小企業のお客さまに対し、経営改善や経営再建の取り組みを実施しております。平成14年12月に「企業支援プロジェクトチーム」を設置し、お取引先の中小企業のお客さまの経営環境や経営活動の分析、「経営改善ご提案書」や「企業健康診断書」等による改善アドバイスを行っております。

これらのサポート活動により平成15年度、平成16年度において、103先の債務者区分がランクアップいたしました。

#### ■ 取引先企業の経営改善支援数

(単位:先)

	平成15年度上期	平成15年度下期	平成16年度上期	平成16年度下期
経営改善取組先数	128	269	255	268
うち債務者区分がランクアップした先数	14	24	29	36

### 「情報センター」の設置

平成16年4月より、お取引先企業への営業・経営支援を目的に、推進部法人営業課内に「情報センター」を設置いたしました。

本センターでは、お客さまのさまざまなニーズにお応えするため、M&A・不動産・取引先支援等の最新情報をご提供しております。



### 「法人融資推進チーム」の設置

平成16年8月に、推進部法人営業課内に「法人融資推進チーム」を設置いたしました。お客さまの新規事業などへの取り組みや目利きを要する案件等を取扱い、スピーディーに対応しております。

また、平成16年7月よりビジネスローン「クイックパートナー」の取扱いを開始し、ビジネスチャンスタイムリーにサポートしております。

平成17年3月末現在で、283先に対し5億6百万円ご融資いたしました。



### 仙台銀行ビジネスクラブ

「仙台銀行ビジネスクラブ(略称SBC)」はお取引先の後継者や若手経営者を会員として構成されており、平成17年3月末現在の会員数は648名となっております。

各種レポートによる情報提供やインターネット上での新たなビジネスチャンスのご提供、セミナーの開催等により、会員企業の事業活動をサポートしております。



仙台銀行ビジネスクラブ7周年講演会  
講師 小池 俊二氏  
(株)サンリット産業 取締役社長)

## 住宅ローンプラザ

個人のお客さまや住宅業者の方々が、平日の夕方や休日  
に住宅ローンのご相談等をしていただけるように、本店5階  
に住宅ローンプラザを設置しております。

プラザでは、個人・住宅業者の双方のお客さまにご利用いた  
だいているほか、電話によるご相談も  
受け付けております。休日も多くのお  
客さまにご利用いただいております。

☎ 0120-3000-39  
営業時間 平日 9:00~20:00  
土・日 10:00~17:00

- 祝日・振替休日は休業  
(ただし、祝日と土・日曜日が重複するときは  
営業いたします。)
- 12月31日~1月3日は休業



### ■属性別相談割合(平成17年3月末現在)

属性	個人	住宅業者
割合	53.2%	46.8%

### ■相談方法別割合(平成17年3月末現在)

方法	電話	来店
割合	59.7%	40.3%

### ■平日および土・日曜の相談割合(平成17年3月末現在)

曜日	平日(月~金曜日)	土・日曜日
割合	72.7%	27.3%

## 公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援  
するため、平成4年6月に創業40周年記念事業として公益  
信託「仙台銀行まちづくり  
基金」を設立いたしました。

設立以来13年間で37先、  
総額5,100千円の助成を  
行っております。平成16年  
度は5団体に助成金を交付  
いたしました。



平成16年度助成先  
『とよま日根牛太鼓「桜乃会」』(登米市)

## 地域行事への参加

本店のある仙台市では、1月の「どんと祭」、5月の「仙台  
青葉まつり」、8月の「七夕まつり」と四季折々に行事が開催  
されます。当行では地域の一員として積極的に行事に参加し  
ております。

また、各支店の所在地で行われる行事にも積極的に参加  
し、地域の活性化に協力しております。

## 定期講演会

毎年、時局や景気をテーマに本店9階講堂で講演会を開  
催し、地域の方々に広く聴講していただいております。

定期講演会は昭和51年  
から開催し、平成17年3月  
末現在で、秋季講演会は29  
回、新春経済講演会は30回  
を開催しております。

平成16年度は両講演会  
に約500名のお客さまにご  
参加いただきました。



秋季講演会(平成16年11月5日)

## 相談室

### ●法律相談室

当行顧問弁護士による法律無料相談を本店2階相談室に  
て毎月一回開催しております。(予約制)

### ●税務相談室

東北税理士会派遣の税理士による税務無料相談を本店2  
階相談室にて毎月一回開催しております。

## TOPICS

トピックス(平成16年4月~平成17年6月)

### 平成16年

- 4月 ●「宮城県CLO」取扱開始(平成16年5月まで)
  - 「住宅ローンプラザ」営業時間延長
  - 「情報センター」設置
- 5月 ●亙理支店 新築移転
- 6月 ●「夏の感謝祭」実施
  - 金利優遇住宅ローンの充実  
お客さまの幅広いニーズにお応えするため、金利優遇住宅ロ  
ーンにおいて従来の3年固定金利型に5年固定金利型、10年  
固定金利型を追加しました。
- 7月 ●住宅ローン2年固定金利型の追加  
金利優遇に2年固定金利型を追加しました。

- 8月 ●「スーパーフリーローン」お申込件数5万件突破
- 9月 ●「みやぎ企業再生スキーム」創設に関する協定締結
- 11月 ●「秋季講演会」開催  
講師 政治評論家 屋山 太郎 氏  
●法人向け「仙台銀行インターネットビジネスバンキングサー  
ビス」取扱開始
- 12月 ●「決済用普通預金」取扱開始  
●「冬の感謝祭」実施

### 平成17年

- 1月 ●「新春経済講演会」開催  
講師 経済評論家・キャスター 西村 晃 氏
- 4月 ●「好品質計画」開始  
お客さま、株主さま、地域社会から仙台銀行をもっと好きになっ  
ていただくために、「好品質計画」を実施しております。
- 6月 ●「夏の感謝祭」実施(平成17年7月未まで)  
日頃から仙台銀行をご愛顧いただいているお客さま方へ、抽選  
で宿泊をプレゼントいたします。



# 預金保険制度

預金保険制度による預金等の保護範囲が平成17年4月より変わりました。  
ここでは、預金保護のしくみについてご説明いたします。

## 預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等(以下、「預金者」といいます)の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・銀行(日本国内に本店のあるもの)
- ・信用金庫
- ・信金中央金庫
- ・信用組合
- ・全国信用協同組合連合会
- ・労働金庫
- ・労働金庫連合会

※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。  
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

## ペイオフとは

ペイオフとは狭い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことを指します。

このほかに、預金全額保護の特別措置が終了するという、すなわち、万が一金融機関が破綻したときには、預金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

「ペイオフ解禁」といっても、すぐに預金のカットされるわけではありません。

## 預金保険制度による預金保護の方法

預金保険制度による預金保護の方法には次の2つがあります。

### ①保険金支払方式(これをペイオフといいます)

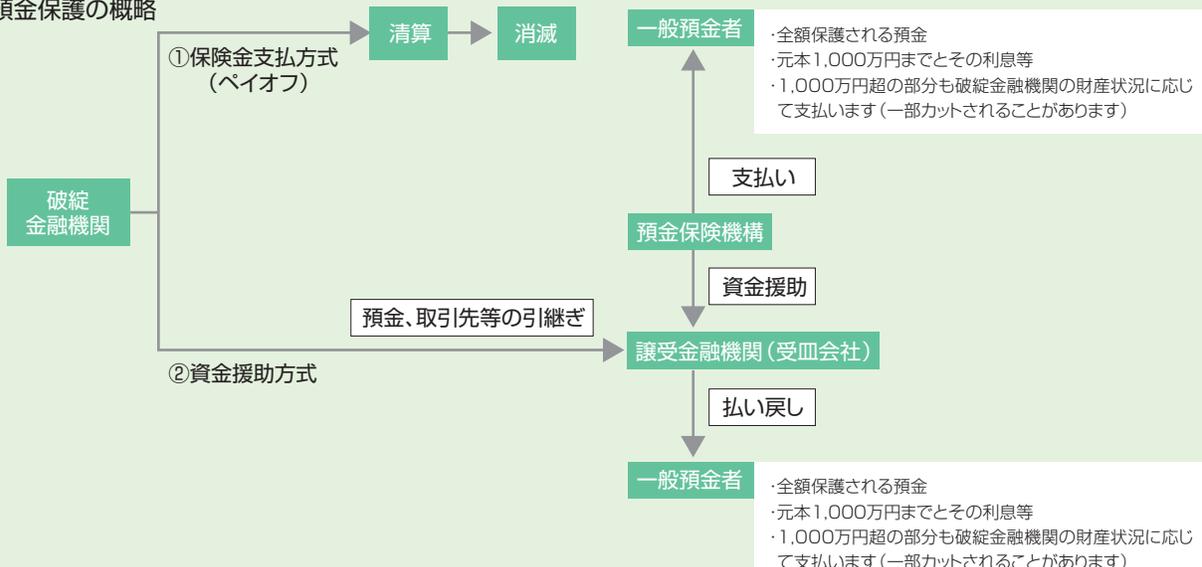
万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式

### ②資金援助方式

万が一金融機関が破綻した場合に、譲受金融機関に付保預金(預金保険で保護される預金)などを引継ぐ方式

いずれの方式を選択しても、預金保護の範囲は変わりません。

### 預金保護の概略



金融庁・預金保険機構作成「預金保険制度(預金保護のしくみ)」より

## 預金保険の対象となる預金等

預金保険の対象となる預金等は次のとおりです。

預金保険の対象となる預金等	預金保険の対象とならない預金等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預金（右欄の預金を除きます）</li> <li>● 定期積金</li> <li>● 掛金</li> <li>● 元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含みます）</li> <li>● 金融債（保護預り専用商品に限ります）</li> <li>● 上記を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨預金</li> <li>● 譲渡性預金</li> <li>● オフショア預金</li> <li>● 日本銀行（国庫金を除きます）・対象金融機関の預金（確定拠出年金の積立金の運用部分を除きます）</li> <li>● 預金保険機構の預金</li> <li>● 無記名預金</li> <li>● 他人・架空名義預金</li> <li>● 導入預金</li> <li>● 元本補てん契約のない金銭信託</li> <li>● 金融債（保護預り専用商品以外のもの）</li> </ul>

## 預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付保預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります<sup>(注)</sup>。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

(注) 平成14年度においては、当座預金、普通預金、別段預金については、特定預金として全額保護となっていました。その後、平成14年の預金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座預金、普通預金、別段預金は決済用預金とみなされ、全額保護となっていました。

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全 額 保 護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 <sup>(注1)</sup> は全額保護（恒久措置）
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円 <sup>(注2)</sup> までとその利息等 <sup>(注3)</sup> を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)	

(注1) 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります（例えば、2行合併の場合は2,000万円）。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。



# 預金保険制度

ここでは、お客さまの預金保険制度に関する疑問や質問にお答えします。

**Q1** 平成17年4月以降、保護される預金等の範囲はどのようになりますか。また、平成17年3月までの保護される範囲との変更点はどこですか。

- A**
- 平成17年4月以降は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額保護となり、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
  - 保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。
  - なお、平成15年4月から平成17年3月末までの2年間ににおいては、保険によって保護される範囲は、平成14年度と同様、保険の対象となる預金等のうち、当座預金、普通預金、別段預金については全額、それ以外の定期預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額でした。

**Q2** 1預金者の預金等を合算した結果、全額保護される決済用預金を除き、1,000万円を超える預金等がある場合、付保預金額の算定はどのような手順で行われるのですか。

- A**
- 同一預金者の預金等を合算した結果、保険対象預金等のうち、決済用預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合には、預金保険法で定められた次のような優先順位により、元本1,000万円を特定することとなっています。

- ①担保権の目的となっていないもの
  - ②弁済期(満期)の早いもの
  - ③弁済期(満期)が同じ預金等が複数ある場合は、金利の低いもの
  - ④金利が同じ預金等が複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの
  - ⑤担保権の目的となっているものが複数ある場合は預金保険機構が指定するもの
- なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、当該預金者の積立分も含め付保預金額を算定しますが、付保預金を特定するための優先順位については、加入者個人の預金等が優先されます。

- 預金者が複数の預金等を有している場合、付保預金額を算定するための優先順位を例示すると次のとおりとなります。

### (1) 一般預金のケース

種 類	担保設定の有無	満 期 日	金利(%)	優先順位
普 通 預 金	無	—	0.002	1
定 期 預 金	無	平成17年 9月1日	0.015	2
定 期 預 金	無	平成17年 9月1日	0.020	3
定 期 預 金	無	平成17年12月1日	0.010	4
定 期 預 金	有	平成17年 8月1日	0.050	5

- (2) 決済用預金(当座預金、利息のつかない普通預金等)のケース  
全額保護されるため、別扱いとなります。

**Q3** ペイオフや預金保険制度に関する資料・情報の入手方法は。

- A**
- 当行では、お客さまの疑問・不安にお答えするために、『ペイオフ相談窓口』を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がペイオフや預金保険制度に関するさまざまな相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口に預金保険制度のリーフレットを備え付けております。

推進部個人営業課 TEL022-225-8602  
 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00  
 (土日祝日を除きます。)

関連ホームページ  
もご覧ください。

預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>  
 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>  
 金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/>